

公 示

災害時 応急復旧等協定締結

「災害時における応急復旧・応急対応等に関する協定締結」 に係る技術資料の提出依頼について

標記について、富士砂防事務所との協定締結を希望する場合は、下記要領により技術資料を提出されたく公募します。

災害時における応急復旧・応急対応等に関する協定(以下「協定」という。)の締結は、工事発注ではないことから現場説明資料の送付及び入札はありません。提出された技術資料を基に審査を行います。

令和 3年 2月17日

国土交通省中部地方整備局
富士砂防事務所長 加藤 仁志

1. 協定の概要

(1) 協定の目的

本協定は、大規模な災害が発生又はその恐れがある場合、富士砂防事務所が災害対応を行う場合に必要となる、「協定」に関し、協力を求める場合の手続きについて定め、災害の拡大防止と被害の早期復旧に資することを目的とする。

(2) 協定期間

令和3年4月1日から令和5年3月31日

(3) 協定の対象区域

協定は下記範囲内で締結する予定です。

・富士砂防事務所管内のうち山梨県の区域(別図)

ただし、富士砂防事務所管内のうち山梨県の区域外において、大規模災害時に富士砂防事務所が対応する区域が生じた場合は、その区域も含むこととします。

(4) 協定締結後、災害等が発生し緊急的に業務を実施する場合は、本協定及び関係法令等に基づき、速やかに工事請負契約を締結する。工事の実施に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。

なお、本協定を締結した場合でも、本協定で想定している災害等が発生しなかった場合は、実際の業務を行わないことになることを付記する。

2. 技術資料の作成及び提出に関する事項

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領を協定の締結希望者に以下のとおり交付します。

1) 交付場所: 中部地方整備局富士砂防事務所総務課

〒418-0004 静岡県富士宮市三園平1100

電話 0544-27-5221

2) 交付期間: 令和3年2月17日(水)から令和3年3月5日(金)まで

3) 交付方法: 富士砂防事務所ホームページからのダウンロードとします。

(<http://www.cbr.mlit.go.jp/fujisabo/>)

(2) 技術資料の作成及び提出

1) 技術資料作成要領に示す様式及び留意事項等に基づき作成願います。

2) 技術資料の提出は、次の受付期間及び受付場所に持参又は郵送(但し、郵送「(簡易)書留に限る」の場合は3月5日必着)するものとし、電送によるものは受け付けません。

・受付期間: 令和3年2月17日(水)から令和3年3月5日(金)

までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から

16時00分までとします。

・受付場所: 交付場所に同じ。

3. 応募資格

(1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であることとします。

(2) 令和3・4年度競争参加資格審査申請の定期受付において令和3年1月15日までに申請を行い受理されている者で、中部地方整備局(港湾空港関係を除く。)における令和3・4年度の一般土木工事に係るB、C等級かつ維持修繕工事の一般競争参加資格の認定を令和3年4月1日時点において受けていることとします。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続きの開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること)。

(3) 山梨県内に、建設業法に基づく本店を有することとします。

(4) 平成17年4月1日以降に、山梨県内において、元請けとして完成・引渡しが完了した、下記の要件を満たす同種または類似工事の施工実績を有することとします。

・同種工事: 砂防工事

・類似工事: 土工事

(5) 技術資料の受領期限の日から協定書の締結日までの期間に指名停止の措置を受けていないこととします。

(6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でな

いこととします。

- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこととします。

4. 審査対象項目技術審査における評価項目及び着目点は、以下のとおりとします。

(1) 同種又は類似工事の施工実績

平成17年4月1日以降における、山梨県内における同種工事(砂防工事)又は類似工事(土工事)の施工実績。

(2) 近隣地域内の施工実績

平成17年4月1日以降における、近隣地域内(山梨県富士吉田市、都留市、南巨摩郡身延町、南都留郡西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町)の工事施工実績。(一般土木工事又は維持修繕工事)

(3) 災害協定等に基づく活動実績

過去5年間の災害活動実績「平成27年4月1日以降、山梨県内の行政機関との災害協定に基づく契約の有無」。

(4) 資格保有者

令和3年3月5日現在における1級土木施工管理技士の資格保有者数。

(5) 災害時等応急復旧協定又は覚書等の有無

令和3年3月5日現在で他事務所及び他機関との災害時の応急復旧のための協定の有無。

(6) 地域特性

本店から山梨県南都留郡富士河口湖町船津字剣丸尾6663-1までの一般道による距離。

(7) 出勤人員及び建設資機材等の状況

令和3年3月5日現在での出勤可能人員及び会社保有の備蓄建設資機材等(契約リース会社備蓄含む)の状況。

(8) 安全管理等の状況

令和3年3月5日現在における事故及び不誠実な行為による注意の有無。

6. その他

(1) 本協定締結は、令和3年3月下旬を予定しています。

(2) 申請書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(3) 富士砂防事務所長は、提出された申請書を、申請資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

(4) 提出された申請書は、返却しない。

(5) 提出期限以降における申請書の差し替え及び再提出は認めない。

(6) 申請書類に関する質問がある場合においては、次に従うものとする。

1) 提出方法

持参または電子メール(メール送信後、着信確認を必ず電話連絡すること。)によるものとする。

2) 質問受付期間

令和3年2月17日(水)から令和3年2月26日(金)までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日10時00分から16時00分までとする。

3) 提出場所

上記2.(1)1)に同じ。

(7) 質問の回答は、令和3年3月2日(火)までに、富士砂防事務所公式ウェブサイトにて行う。<http://www.cbr.mlit.go.jp/fujisabo/>